

中小企業の事業主の方を応援します。

入善町中小企業設備投資促進補助金を創設しました

事業の拡大または高度化を図る目的で、町内に工場等を有する中小企業者が生産設備を取得した場合、あるいは、町内の工場等を買取り操業した場合、その取得等に要した経費に対して補助金を交付します。

● 補助対象者

- ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者で、製造業を営んでいる者
または、町内で新たに製造業の操業を開始する者
- ・町税の滞納がない者

● 補助対象経費等

- ・事業の拡大または高度化等を目的として、2,500万円以上の費用を投資して製造業の用に直接供する土地、家屋、建物附属設備、構築物、機械及び装置(以下、設備等という)を取得した場合
- ・設備等を取得し、操業開始後1年以内に新規雇用者を雇い入れた場合

● 補助率等

- ・設備等の取得に要する経費については、取得額の5%(上限は5,000万円)
- ・新規の雇用(入善町民)があった場合は、新規雇用者1人につき、20万円

● 申請方法

次の書類を提出してください。

- (1)様式第1号「入善町中小企業設備投資促進補助金交付申請書」
- (2)関係書類(設備等の取得の概要)
- (3)町税滞納有無調査承諾書
- (4)請求兼振込依頼書
- (5)債権者登録申請書(町に登録のない方のみ提出)

■問い合わせ先

入善町役場 キラキラ商工観光課 商工観光係
〒939-0693

富山県下新川郡入善町入膳3255番地

TEL 0765-72-1100(内線323)

FAX 0765-74-2108

【URL】<http://www.town.nyuzen.toyama.jp>

入善町中小企業設備投資促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者の設備投資を促進し、もって新規雇用の創出及び町内経済の活性化を図るため、入善町補助金等交付規則（昭和35年入善町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、入善町中小企業設備投資促進事業補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者で、製造業を営んでいる者又は町内で新たに製造業の操業を開始する者をいう。
- (2) 設備等 製造業の用に直接供する土地、建物、建物付属設備、構築物、機械及び装置をいう。
- (3) 新規雇用者 中小企業者が、事業の拡大又は高度化等を目的に、設備等の取得に伴い新たに雇用した者で、町内に住所を有する者をいう。
- (4) 取得 工場の新設、増設又はそれに伴う土地の買取り、既存工場の改装、既存工場の買取り、機械及び装置の買取ることをいう。

(補助対象)

第3条 町長は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- (1) 町内の中小企業者が、事業の拡大又は高度化等を目的として、2,500万円以上の費用を投資して設備等を取得した場合。
- (2) 前号の設備等を取得し、操業開始後1年以内に新規雇用者を雇い入れた場合。

(補助率等)

第4条 補助率等は、次の表のとおりとする。

補助の対象経費	補助率等
設備等の取得に要する経費	取得額の5パーセント以内とする。ただし、年間5,000万円を限度とする。
新規雇用に要する経費	新規雇用数に20万円を乗じた額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、操業開始から1年以内に、入善町中小企業設備投資促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、交付予定額及び交付条件を定め、これを申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消等)

第7条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、交付決定を取消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付を受けている者が第3条の規定による助成金の対象者に該当しないとき。
- (2) 町税、使用料を滞納したとき。
- (3) 偽り、その他不正手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 事業を休止し、若しくは廃止し、又はこれと同様の状態にあると認められるとき。
- (5) 前4号に定めるもののほか、補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(適用の特例)

2 この告示は、平成24年4月1日以降に設備等を取得し、若しくは操業を開始したものに適用する。

(施行期日)

1 この告示は、平成26年3月20日から施行する。

設備等の取得の概要

1 申請者の概要

項目	内容
名称	
所在地	
資本金	円
事業内容（製品名、業種等）	
用地面積	m ²
建築面積	m ²
操業開始年月日	年 月 日

2 設備等の取得の概要

区分	数量	取得価格	備考
土地		円	
建物		円	
償却資産		円	
合計		(A) 円	

*上記の欄に記入できない場合は、別紙（様式自由）によるものとする。

補助金額 (A) 円 × 5% = 円

3 新規雇用者

区分	工場等全従業者数	うち新規雇用者数	うち町内新規雇用者数
男	人	人	人
女	人	人	人
計	人	人	(B) 人

補助金額 (B) 人 × 20万円 = 円

<添付書類>

- 1 企業概要（定款、登記簿謄本（写）、パンフレット等）
- 2 従業員名簿、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用通知書等（期限の定めのない雇用であることを証する書類等）、新規雇用従業員のうち入善町内からの雇用者の住民票
- 3 設備等の取得に係る証明書類（土地売買契約書、償却資産の取得を証する書類等）
- 4 支払証明書類
- 5 設備等の写真
- 6 その他町長が必要と認める書類